

独立行政法人制度と研究組織

2013年9月24日

学習院大学法学部教授・東京大学名誉教授
森田 朗

Copyright © Akira Morita

0

○本日の課題

1. エージェンシー制度の原理
2. わが国の独立行政法人制度
3. 研究組織のあり方

専攻: 行政学・公共政策

中央社会保険医療協議会(中医協)公益委員・会長

行政改革推進会議議員

(中央省庁再編等基本法案(仮称)準備委員会参与)

(文部省国立大学の独立行政法人化調査検討会議委員)

1. エージェンシー制度の原理

○サッチャー改革におけるエグゼクティブ・エージェンシー

○民間企業の効率化の原理の行政組織への適用

- ①企画と実施の区別——実施部門の分離・政治からの独立性
- ②組織単位の分離——一律の基準を適用しない
- ③達成目標の明確化——効率化の数値目標の設定
- ④結果による評価——実施過程の裁量の拡大
- ⑤インセンティブ・メカニズム——長の権限と成功報酬

○定型的業務の効率化が狙い——許認可、補助金交付 「実施庁」

2. わが国の独立行政法人制度

・エージェンシーの原理と独立行政法人の差異

・原理の変更

- ①組織の独立を重視——国家公務員の定員削減
- ②企画と実施の未分離——監督官庁による統制
- ③具体性を欠いた目標設定——客観的評価の困難
- ④不十分なインセンティブ・メカニズム——役員報酬の評価

・多様な性質をもつ組織に一律に適用

数値目標設定が困難な組織、達成度の測定が困難な組織
組織の特性を無視した適用

・国立大学法人制度の課題——大学の自治と自律的ガバナンス

3. 研究組織のあり方

- ・効率化のメカニズムを組織運営全体に適用することは不適切
- ・最善の研究環境の提供と期限を付けた研究成果の評価
- ・有効な研究組織の管理方式の開発
- ・「科学的」根拠に基づく研究投資と重点化の必要
- ・科学技術研究の国際的状況についての情報収集・分析評価の
専門機関
- ・科学技術政策の「司令塔」

